

令和5年度 児童クラブ入会児童新規募集のお知らせ

下北手児童クラブについて

下北手児童クラブは平成12年4月に下北手児童センター内にできました。

「児童クラブ」とは、共働きの家庭や母父(子)家庭の親の働く権利を保障し、その子供達の放課後の生活を守るための場です。

秋田市からの委託料と在籍児童の親(保護者会)からの保育料で運営されており、専門の教育を受けた児童支援員のもと、1年生から6年生までの異年齢の子供たちがそれぞれの発達段階に応じた役割を自然に学び、集団生活を通して仲間づくりの場になっています。

当クラブは、共働き家庭の他、諸事情により児童の放課後の生活に不便が生じている方も利用できますのでご相談ください。

下北手の自然豊かな環境の中で毎日の放課後生活および長期休みの生活の充実を目指します。また、遊びを中心にした日常生活の中で、互いに働きかけ、教え合い、助け合い、励まし合い、競い合い、児童が自らの生きる力をたくましく育て合うよう、支援員と保護者一体となり、児童のために環境を整えております。

(1) 場 所 秋田市下北手児童センター内児童クラブ室

TEL 090-7799-4261

(2) 対象児童 小学校就学児童

(3) 対象地区 下北手、太平、広面、桜地区(車でのお迎えあり。)

(4) 新規募集定員 若干名(家族状況を考慮し、優先させていただく場合有り)

(5) 保育時間 平日 13:30~18:45

学校休業日 7:30~18:45

(毎週土曜日はもちろん、長期休みも終日利用できます!)

(6) 休日 日曜日、祝祭日、お盆休み(8/13~15)、年末年始(12/29~1/3)、その他必要と認めるとき。

(7) 保育料 月額 8,000円(税込) 週5回利用の場合

※(送迎代は別途かかります。)

※曜日単位での利用も可能です。

(8) 食 事 等 毎日おやつがあります。

学校休業日は、基本的に弁当持参となりますが、長期休みは回数を決めてクラブで昼食を用意します。(別途費用負担なし)

(9) 児童クラブの利用の仕方

保護者や子どものニーズに合わせての利用が可能となります。利用の仕方によって保育料が違います。

申し込み方法

(1) 受 付 期 間 令和5年3月末まで、*4月以降も随時ご相談ください。

(2) 入 会 方 法 児童クラブに連絡し所定の申込書を児童クラブに提出してください。入会申し込みのあった方々には、後日、改めて詳細をお知らせします。